UIF03－12~~11~~

認定スキーム文書

（第12~~11~~版）

2026年xx~~7~~月xx~~13~~日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
適合性評価推進センター認定センター

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

目次

１. 序文 4
２. 適用範囲 4
３. 用語及び定義 4
４. 認定スキームの種類 4
５. 申請について(ISO/IEC 17011:2017 7.2, 7.3, 8.1) 5
６. 審査プロセス(ISO/IEC 17011:2017 7.4 ～ 7.7) 6
７. 審査チーム 7
８. 審査の種類 (ISO/IEC 17011:2017 7.9.) 7
９. 審査技法 (ISO/IEC 17011:2017 3.24) 7
１０. 認定周期 (ISO/IEC 17011:2017 7.9) 8
１１. 認定の合意(ISO/IEC 17011:2017 4.2) 9
１２. 認定通知の方法及び認定事業者情報の公表 (ISO/IEC 17011:2017 7.8) 9
１３. 認定シンボルの使用及びその他の認定の主張 (ISO/IEC 17011:2017 4.3) 10
１４. 苦情及び異議申立て(ISO/IEC 17011:2017 7.12、7.13) 10
１５. 認定の一時停止、取消し、縮小(ISO/IEC 17011:2017 7.11) 10
１６. 認定手数料 (ISO/IEC 17011:2017 8.2.1 b) 3)) 10
１７. 公開情報 (ISO/IEC 17011:2017 8.2) 10
１８. 規程管理部署 10
附則 10
別紙１ (JCSS 認定／JCSS-RMP 認定) 12
別紙２ (JNLA 認定) 13
別紙３ (ASNITE-T(G)) 14
別紙４ (ASNITE-T(ES)) 15
別紙５ (ASNITE-T(OIML)) 17
別紙６ (ASNITE-T(非自動はかり)) 19
別紙７ (ASNITE-T(EHEDG)) 20
別紙８ (ASNITE-T(IECEx)) 21
別紙９ (認定スキーム統合につき、削除) 22
別紙１０ (ASNITE-T(E)) 23
別紙１１ (ASNITE-T(IT)) 24
別紙１２ (ASNITE-R(一般)) 26
別紙１３ (ASNITE-R(NMI)) 27
別紙１４ (ASNITE-C(一般)) 29
別紙１５ (ASNITE-C(NMI)) 30
別紙１６ (ASNITE-Product(液石)) 32
別紙１７ (認定区分廃止につき、削除) 34
別紙１８ (ASNITE-Product(鉄道システム)) 35
別紙１９ (ASNITE-Product(OIML-CS)) 36

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙20（ASNITE-Product（Textile Exchange））.....38
別紙21（ASNITE-Product(IECEx)）.....40
別紙22（ASNITE-Product(エコマーク)）.....41
別紙23（ASNITE-Product(PKS)）.....42
別紙24（認定スキーム統合につき、廃止）.....43
別紙25（ASNITE-Product(クリーンガス)）.....44
別紙26（ASNITE-Product(リサイクルプラスチック)）.....46

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

認定スキーム文書

1. 序文

この文書は、独立行政法人製品評価技術基盤機構適合性評価推進センター認定センター（以下「IAJapan」といいます。）が運営する認定スキームに関する規則及びプロセスを規定するものです。

2. 適用範囲

この文書は、以下の認定スキームに適用します。

（1）ASNITE（製品評価技術基盤機構認定制度）の各認定スキーム

（2）JCSS（計量法校正事業者登録制度）における認定スキーム

（3）JNLA（産業標準化法試験事業者登録制度）における認定スキーム

3. 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、ISO/IEC 17000、ISO/IEC 17011 によります。

3.1 Global ACI (Global Accreditation Cooperation Incorporated)

グローバル認定協力機構の略称。試験所、校正機関、臨床検査機関、バイオバンク、検査機関、標準物質生産者、技能試験提供者、マネジメントシステム認証機関、製品認証機関、要員認証機関、妥当性確認・検証機関の認定を行う認定機関の集まり。認定機関の国際的枠組みに関する組織であった IAF 及び ILAC を統合するために 2026 年 1 月 1 日付けで設立された組織。

3.2 APAC（Asia Pacific Accreditation Cooperation）

アジア太平洋認定協力機構の略称。アジア太平洋地域の認定機関の集まり。

（参考）ILAC (International Laboratory Accreditation Cooperation)

国際試験所認定協力機構の略称。試験所、校正機関、臨床検査機関、検査機関、標準物質生産者、技能試験提供者の認定を行う認定機関の集まりであったが、2025 年 12 月 31 日を以てその活動を終了した。

（参考）IAF (International Accreditation Forum)

国際認定フォーラムの略称。マネジメントシステム認証機関、製品認証機関、要員認証機関、妥当性確認・検証機関の認定を行う認定機関の集まりであったが、2025 年 12 月 31 日を以てその活動を終了した。

4. 認定スキームの種類

IAJapan は、以下の認定スキーム（同じ要求事項を適用する認定に関わる規則及びプロセス）を適用します。スキーム概要、認定範囲、認定要求事項などの詳細についてはスキームごとに別紙で示します。2025 年 10 月、タイのバンコクで開催された IAF-ILAC Joint General Assembly の決議事項に基づき、別紙で引用している ILAC 文書、IAF 文書は、Global ACI が同等の文書を発行するまでの間有効とされています。

【JCSS】

JCSS 認定スキーム（校正事業者）

【JNLA】

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

JNLA 認定スキーム（試験事業者）

【ASNITE】

・ASNITE 試験事業者（一般）認定スキーム　[略称：ASNITE-T（G）]
・ASNITE 試験事業者（エネルギースター）認定スキーム　[略称：ASNITE-T（ES）]
・ASNITE 試験事業者（OIML）認定スキーム　[略称：ASNITE-T（OIML）]
・ASNITE 試験事業者（特定計量器：非自動はかり）認定スキーム　[略称：ASNITE-T（非自動はかり）]
・ASNITE 試験事業者（EHEDG）認定スキーム　[略称：ASNITE-T（EHEDG）]
・ASNITE 試験事業者（IECEx）認定スキーム　[略称：ASNITE-T（IECEx）]
・ASNITE 試験事業者（環境）認定スキーム　[略称：ASNITE-T（E）]
・ASNITE 試験事業者（IT）認定スキーム　[略称：ASNITE-T（IT）]
・ASNITE 標準物質生産者認定スキーム　[略称：ASNITE-R（一般）]
・ASNITE 標準物質生産者（国家計量標準機関）認定スキーム　[略称：ASNITE-R（NMI）]
・ASNITE 校正事業者認定スキーム　[略称：ASNITE-C（一般）]
・ASNITE 校正事業者（国家計量標準機関）認定スキーム　[略称：ASNITE-C（NMI）]
・ASNITE 製品認証機関認定スキーム（適合性検査制度（LIA-135））
　[略称：ASNITE-Product（液石）]
・ASNITE 製品認証機関認定スキーム（鉄道製品認証システム）
　[略称：ASNITE-Product（鉄道システム）]
・ASNITE 製品認証機関認定スキーム（OIML-CS 制度）
　[略称：ASNITE-Product（OIML-CS）]
・ASNITE 製品認証機関認定スキーム（Textile Exchange 認証制度）
　[略称：ASNITE-Product（Textile Exchange）]
・ASNITE 製品認証機関認定スキーム（IECEx 機器認証スキーム）
　[略称：ASNITE-Product（IECEx）]
・ASNITE 製品認証機関認定スキーム（エコマーク認証スキーム）
　[略称：ASNITE-Product（エコマーク）]
・ASNITE 製品認証機関認定スキーム（PKS 認証制度）
　[略称：ASNITE-Product（PKS）]
・ASNITE 製品認証機関認定スキーム（クリーンガス証書制度）
　[略称：ASNITE-Product（クリーンガス）]
・ASNITE 製品認証機関認定スキーム（リサイクルプラスチック材料認証制度）
　[略称：ASNITE-Product（リサイクルプラスチック）]

5．申請について（ISO/IEC 17011:2017　7.2, 7.3, 8.1）

認定申請は、法人の（代表権をもつ）代表者又は事業者の長が公式に申請する必要があります。

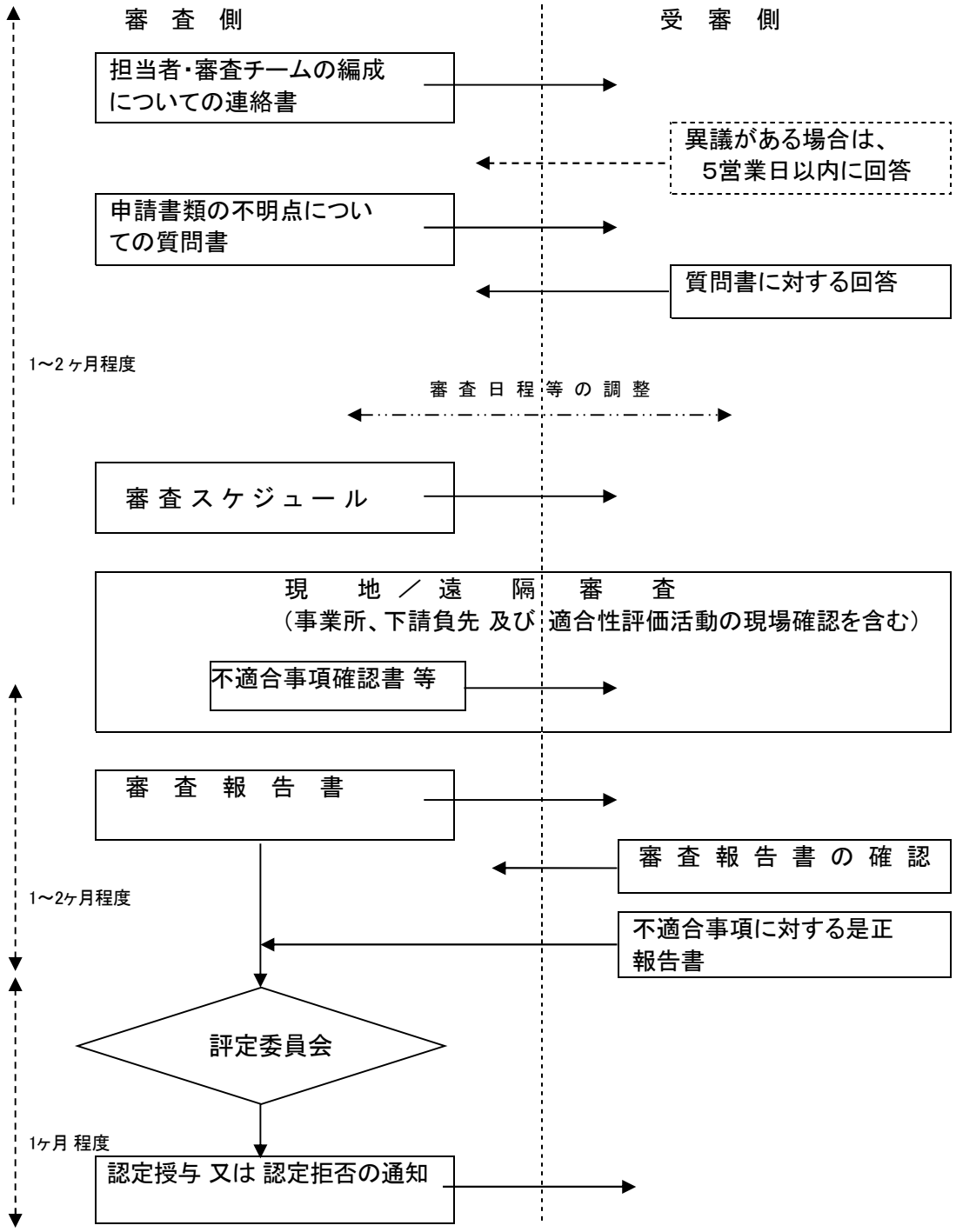
申請時には、認定の一般要求事項の遵守や審査の実施に必要な協力、手数料の支払い等を約束する「認定に関する約款」に同意をする必要があります（「11．認定の合意」も参照のこと。）。また、認定要求事項への対応状況を実証するための全ての情報を提供してください。詳細は、各認定プログラムの「認定の手引き」をご参照ください。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

なお、IAJapan が提供できる認定活動の範囲を超える場合にはその理由を申請者に明示した上で申請を受け付けない場合があります。また、申請時に不正行為、虚偽情報の意図的な提供、情報の隠蔽など発覚した場合、IAJapan は申請を却下することがあります。

6. 審査プロセス(ISO/IEC 17011:2017 7.4 ～ 7.7)

IAJapan は、以下のプロセス(例)に従って認定審査を実施します。詳細は、各認定プログラムの「認定の一般要求事項」及び「認定の手引き」をご参照ください。



このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

7. 審査チーム

審査チームは、基本的には“審査員”と“技術専門家”で構成します。“審査員”は事業者の認定要求事項への適合状況を判断します。“技術専門家”は事業者の技術能力について認定機関及び審査員に対して助言する役割を担い、審査員の責任の下でその活動を行います。

審査の目的は、事業者の認定要求事項への適合状況を確認することです。認定機関(審査員等を含む)が認定要求事項に適合する方法を教えるような助言やコンサルティングを提供することは、ISO/IEC 17011 で明確に禁止されています。ただし、審査中に明らかになった改善の機会について、固有の解決策の提示をせずに示すことは認められています。

IAJapan は、IAJapan 職員、審査員等に対して、機密保持を含む誓約事項として、「IAJapan 審査員・技術専門家服務要領(URP01S04)」を遵守することを求めています。これにより、IAJapan 職員、審査員等が審査中に知り得た情報を外部に漏洩させることや利害関係者の審査をすることなどを禁じています。

なお、認定スキームによっては、他機関との合同審査を実施する場合や他機関の要員が IAJapan の認定審査に立会う場合があります。

8. 審査の種類 (ISO/IEC 17011:2017 7.9.)

IAJapan が行う審査の種類は以下のとおりです。

(1)初回認定審査

認定授与のため、全ての認定要求事項の適合状況を確認する審査。

(2)サーベイランス審査

認定の有効性の確認ため、認定周期中に全て又は一部の認定要求事項の適合状況を確認する審査。

(3)再認定審査

認定周期を更新するため、全ての認定要求事項の適合状況を確認する審査。

(4)追加審査

認定範囲を拡大するため、拡大部分に係る全ての要求事項の適合状況を確認する審査。

(5)臨時審査

変更、苦情、是正などへの対応状況を確認するため、IAJapan が必要と判断した場合に行う、全て又は一部の認定要求事項の適合状況を確認する審査。

9. 審査技法 (ISO/IEC 17011:2017 3.24)

IAJapan が適用する審査技法は以下のとおりです。

書類審査(文書レビュー)

記録審査(ファイルレビュー)

現地審査

遠隔審査 ※

立会い(立会校正、立会試験、立会サンプリング、立会審査(認証活動の審査、認証機関による下請負機関の審査等))

インタビュー(関係者に対する面談形式の聞き取り審査)

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

技能試験（PT）／試験所間比較（ILC）等におけるパフォーマンスのレビュー
予告なし訪問（臨時審査において適用する場合があります）

※ 遠隔審査の適用に関する IAJapan の方針

IAJapan は、認定審査に現地審査又は遠隔審査のどちらを適用するかについて、以下の（1）～（4）を考慮して申請ごとに判断します。

(1) 初回認定審査、再認定審査では、原則として現地審査を適用します。

(2) サーベイランス審査、追加審査、臨時審査では、事業者の要望や審査を実施する上でのリスクを総合的に勘案し、現地審査又は遠隔審査のどちらを適用するか決定します。

なお、以下の場合は遠隔審査を適用できません。

① 事業者が遠隔審査を希望しない場合
② 規制当局やスキームオーナー等が遠隔審査を認めていない場合
③ 前回審査で多数の不適合（10 以上）が見つかった又は重大な不適合が一つ以上あった場合
④ 前回審査以降に適合性評価結果（校正、試験等）に影響を与えそうな変更があり、臨時審査による確認が行われていない場合
⑤「遠隔審査の実施に関する指針」に照らして審査チームと検討した結果、遠隔審査では審査を実施することができないと IAJapan が判断した場合

ISO/IEC 17011 7.9.3 の要求事項に基づき、認定機関は遠隔審査を適用することの正当性を説明できなければならないため、①～⑤に限らず IAJapan が遠隔審査を適用できないと判断した場合は現地審査が適用されます。

(3) 一つの審査の中で、現地審査と遠隔審査を組み合わせて適用する場合があります。

(4) パンデミック等の緊急事態が発生した場合、上記のルールによらずに政府が定める別のルール等を優先して適用する場合があります。その場合には Web ページ等で別途お知らせします。

10. 認定周期 (ISO/IEC 17011:2017 7.9)

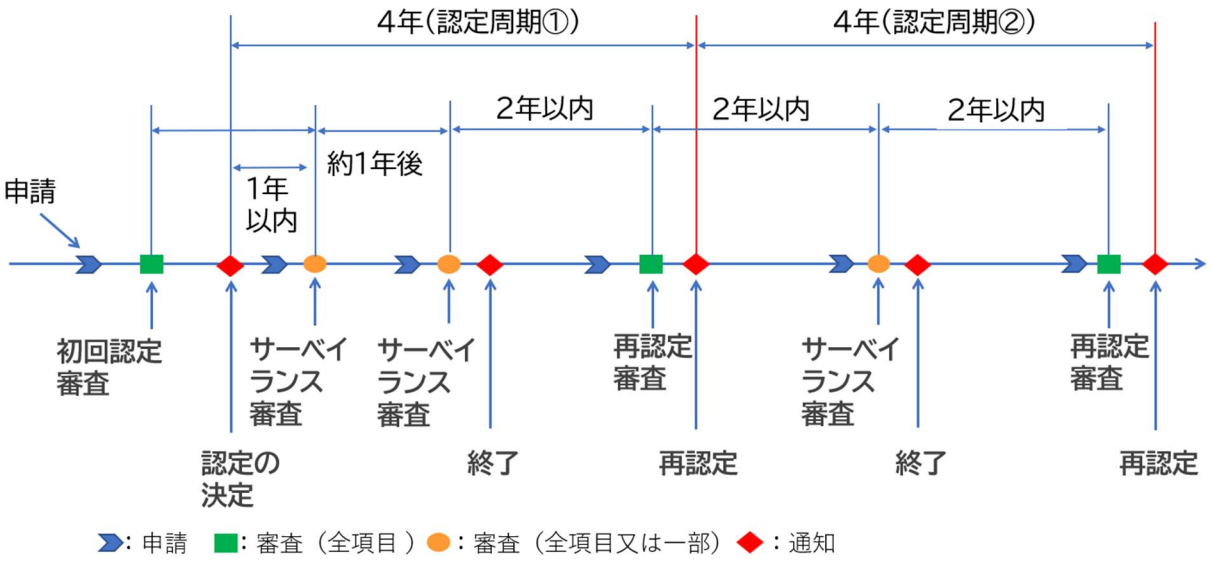
IAJapan の標準的な認定周期は 4 年とします。ただし、適合性評価スキームが審査の周期などを別途定めている場合等はそれを優先します。詳細は認定スキームごとに別紙で示します。

IAJapan は、認定した事業者を 2 年ごとに審査します。ただし、初回認定時は事業者のその後の運用状況を確認するために、通常、認定後 1 年以内にサーベイランス審査を実施します。

なお、必要に応じて追加審査や臨時審査を上記の 2 年ごとの審査とは別に実施する場合があります。追加審査により認定範囲を拡大した場合、拡大範囲の認定周期は原則として既存の認定周期に合わせます。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

【標準的な認定周期】



11. 認定の合意(ISO/IEC 17011:2017 4.2)

IAJapan は、認定の申請に当たって、事業者に対して「認定に関する約款」に合意することを求めています。「認定に関する約款」には、事業者が、認定要求事項に継続して適合すること、変更内容を速やかに通知すること、審査実施のため必要な協力をすること等、認定を授与し、継続する上での基本的な事項や権利及び義務などを規定しています。また、これには「適合性評価機関の権利及び義務(UIF02)」に従うことも含まれます。

12. 認定通知の方法及び認定事業者情報の公表 (ISO/IEC 17011:2017 7.8)

IAJapan は、認定事業者情報を Web サイトで公表します。認定事業者情報の記載事項は以下に示すとおりです。また、IAJapan は、認定の縮小、一時停止又は取消しを行った場合にも Web サイトにその情報を公表します。

【認定事業者情報の記載事項】

a) 認定機関の識別(「IAJapan」)及び認定機関のロゴ
b) 認定された事業者の名称、及び法人の名称
c) 認定範囲
d) 認定された事業者の所在地。所在地が複数あり、それぞれの所在地で実施する適合性評価活動に違いがある場合には、所在地ごとの認定された活動
e) 認定された事業者に固有の認定識別
f) 認定発効日、認定の有効期限及び最新交付日
g) 適合性の表明、及び適合性評価の審査に使用した版又は改正を含む規格及び／又は他の基準文書への参照

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

13. 認定シンボルの使用及びその他の認定の主張（ISO/IEC 17011:2017　4.3）

「IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針」、各認定プログラムの「認定の一般要求事項」及び「認定の手引き」をご参照ください。

14. 苦情及び異議申立て（ISO/IEC 17011:2017　7.12、7.13）

「苦情・異議申立て処理規程」、各認定プログラムの「認定の手引き」をご参照ください。

15. 認定の一時停止、取消し、縮小（ISO/IEC 17011:2017　7.11）

各認定プログラムの「認定の一般要求事項」及び「認定の手引き」をご参照ください。

16. 認定手数料（ISO/IEC 17011:2017　8.2.1 b）3））

「認定業務に係る手数料規程」、各認定プログラムの「認定の手引き」をご参照ください。

17. 公開情報（ISO/IEC 17011:2017　8.2）

IAJapan は、この文書で参照している各種文書を以下の Web サイトで公表しています。

【共通文書】

公開情報：https://www.nite.go.jp/iajapan/aboutus/johokokai/index.html

認定手数料：https://www.nite.go.jp/iajapan/aboutus/fee/index.html

【各認定プログラムの文書（一般要求事項、手引きなど）】

JCSS 関連文書：https://www.nite.go.jp/iajapan/jcss/documents/index.html

JNLA 関連文書：https://www.nite.go.jp/iajapan/jnla/documents/index.html

ASNITE 関連文書：https://www.nite.go.jp/iajapan/asnite/documents/index.html

18. 規程管理部署

本規程（手順書）の管理部署は、適合性評価推進センター認定センター品質管理・国際対応室とします。

附則

1. 本文書は、2022 年 9 月 21 日から適用します。

附則

1. 本文書は、2023 年 2 月 21 日から適用します。

附則

1. 本文書は、2023 年 9 月 5 日から適用します。

附則

1. 本文書は、2023 年 10 月 16 日から適用します。

附則

1. 本文書は、2024 年 7 月 30 日から適用します。

附則

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

1. 本文書は、2024 年 12 月 18 日から適用します。

附則

1. 本文書は、2025 年 1 月 16 日から適用します。

附則

1. 本文書は、2026 年 2 月 6 日から適用します。

附則

1. 本文書は、2026 年 3 月 3 日から適用します。

附則

1. 本文書は、2026 年 4 月 1 日から適用します。

附則

1. 本文書は、2026 年 7 月 13 日から適用します。

附則

1. 本文書は、2026 年 xx 月 xx 日から適用します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙1（JCSS 認定／JCSS-RMP 認定）

1. スキームの説明

計量法第 143 条に基づき計量器の校正等を行う事業者を対象として、任意の申請に基づき、その事業者のプロセス及びマネジメントシステム等を審査し、事業者が校正機関を適切に運営できることを認定します。またJCSS認定の取得に合わせて標準物質生産者としての認定を希望する事業者を対象として、同様に審査し、標準物質生産者として適切に運営できることを合わせ認定します。

認定には、計量法校正事業者登録制度の要求事項並びに多角的承認取決めの要求事項を同時に満たす必要があります。

2. 認定範囲

認定の対象となる校正事業の範囲は、「計量法に基づく登録事業者の登録等に関する規程（JCSS 登録）」及び「計量法施行規則第 90 条第 2 項の規定に基づく計量器等の種類を定める規程（JCSS 種類）」に定め、Web サイト（JCSS 関連文書）に公表しています。

ここで、上記 2 規程において「登録」とあるものは「認定」と読み替えて適用します。

3. 認定要求事項（版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。）

（1） 国際規格

ISO/IEC 17025（JIS Q 17025）

ISO 17034（JIS Q 17034）（JCSS-RMP 認定のみに適用）

（2） 法令（適合性評価スキーム）が要求する事項

計量法、同法政省令、その他の関係法令

（3） 適用する IAJapan 方針文書、手順書等

計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程（JCSS 登録）

計量法施行規則第 90 条第 2 項の規定に基づく計量器等の種類を定める規程（JCSS 種類）

JCSS 登録及び認定の一般要求事項（JCRP21）

第 2 部 認定国際基準に対応する事業者に対する一般要求事項（JCSS 認定に適用）

第 3 部 JCSS 標準物質生産者に対する一般要求事項（JCSS-RMP 認定のみに適用）

IAJapan 計量のトレーサビリティに関する方針(URP23)

IAJapan 技能試験 及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針（URP33）

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針 (URP15)

（4） 適用する国際（地域）機関文書

Global ACI-TECH-1-008 (M) (Policy for Proficiency Testing and/or Interlaboratory Comparisons Other Than Proficiency Testing)

Global ACI-TECH-1-009 (M) (Global ACI Policy for Measurement Uncertainty in Calibration)

ILAC P10（ILAC Policy on the Traceability of Measurement Results）

（5） その他、適用する規格、規準文書

該当なし

4. 認定周期

本文、10. の認定周期を適用します。

ただし、登録申請と同時に認定申請を行わなかった場合にあっては、最初の認定周期の末日は登録の有効期限と同日までとなります。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙2（JNLA 認定）

1. スキームの説明

主務大臣が経済産業大臣である鉱工業品又は電磁気的記録に係る日本産業規格（JIS）の試験を実施する試験事業者を対象として、任意の申請に基づき、その事業者の試験プロセス、マネジメントシステム等を審査し、事業者が試験所を適切に運営できることを認定します。認定には、産業標準化法に基づく試験事業者登録制度の要求事項並びに多角的承認取決めの要求事項を同時に満たす必要があります。

2. 認定範囲

JNLA 試験方法区分一覧（JNRP32S10）を適用します。

3. 認定要求事項（版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。）

（1） 国際規格

ISO/IEC 17025（JIS Q 17025）

（2） 法令（適合性評価スキーム）が要求する事項

産業標準化法、同法に基づく登録試験事業者等に関する省令、他関係法令

（3） 適用する IAJapan 方針文書、手順書等

JNLA 認定の一般要求事項（JNRP23）

IAJapan 計量のトレーサビリティに関する方針（URP23）

IAJapan 技能試験 及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針（URP33）

JNLA の試験における測定不確かさの適用に関する方針（JNRP24）

各分野の技術的適用文書（鉄鋼・非鉄金属分野：JNRP31S05、給水・燃焼機器分野：JNRP31S10、抗菌・抗ウイルス分野：JNRP31S12、電磁的記録分野：JNRP31S15）

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針 (URP15)

（4） 適用する国際（地域）機関文書

Global ACI-TECH-1-008 (M) (Policy for Proficiency Testing and/or Interlaboratory Comparisons Other Than Proficiency Testing)

ILAC P10 (ILAC Policy on the Traceability of Measurement Results)

（5） その他、適用する規格、規準文書

該当なし

4. 認定周期

本文、10. の認定周期を適用します。

ただし、登録申請と同時に認定申請を行わなかった場合にあっては、最初の認定周期の末日は登録の有効期限と同日までとなります。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙3 (ASNITE-T(G))

1. スキームの説明

国際規格等に基づく試験活動を行う試験事業者の試験プロセス、マネジメントシステム等を審査し、事業者が試験所として適切に運営できることを認定します。

2. 認定範囲

ASNITE 試験方法区分一覧(TERP32)を適用します。

3. 認定要求事項(版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。)

(1) 国際規格

ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)

(2) 適合性評価スキームが要求する事項

該当なし

(3) 適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)

IAJapan 計量のトレーサビリティに関する方針(URP23)

IAJapan 技能試験 及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針(URP33)

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針 (URP15)

(4) 適用する国際(地域)機関文書

Global ACI-TECH-1-008 (M) (Policy for Proficiency Testing and/or Interlaboratory Comparisons Other Than Proficiency Testing)

ILAC P10 (ILAC Policy on the Traceability of Measurement Results)

(5) その他、適用する規格、規準文書(該当する場合)

該当なし

4. 認定周期

本文、10. の認定周期を適用します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙4 (ASNITE-T(ES))

1. スキームの説明

米国 EPA(United States Environmental Protection Agency:アメリカ合衆国環境保護庁)が運営するエネルギースタープログラム製品認証制度である「エネルギースタープログラム」に基づき、当該プログラムの適合製品の確認のために受入れ可能な試験結果を発行するため、試験事業者の試験プロセス、マネジメントシステム等を審査し、事業者が試験所として適切に運営できることを認定します。

2. 認定範囲

ASNITE 試験方法区分一覧(TERP32)を適用します。

3. 認定要求事項(版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。)

(1) 国際規格

ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)

(2) 適合性評価スキームが要求する事項

a) Conditions and Criteria for Recognition of Accreditation Bodies for ENERGY STAR® Laboratory Recognition (ENERGY STAR®試験所承認に関する認定機関承認の条件と基準)及び関連文書
(https://www.energystar.gov/sites/default/files/asset/document/Criteria_Accreditation_Bodies_Labs.pdf)

b) Conditions and Criteria for Recognition of Laboratories for the ENERGY STAR® Program (ENERGY STAR®プログラムの試験所承認の条件と基準)及び関連文書
(https://www.energystar.gov/sites/default/files/asset/document/Criteria_Laboratories.pdf)

(3) 適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)
ASNITE 試験事業者エネルギースタープログラムに係る認定の特定要求事項(TCRP41)
IAJapan 計量のトレーサビリティに関する方針(URP23)
IAJapan 技能試験 及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針(URP33)
IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針 (URP15)

(4) 適用する国際(地域)機関文書

Global ACI-TECH-1-008 (M) (Policy for Proficiency Testing and/or Interlaboratory Comparisons Other Than Proficiency Testing)
ILAC P10(ILAC Policy on the Traceability of Measurement Results)

(5)その他、適用する規格、規準文書(該当する場合)

該当なし

4. 認定周期

本文、10. の認定周期を適用します。

5. その他(適合性評価スキームが定める事項、注意事項 など)

IAJapan は、3. (2) a)の文書に従って、IAJapan が認定したすべてのエネルギースター試験事業者について、少なくとも以下の情報を IAJapan の Web サイトに掲載します。

a) 試験所名、住所、および電話番号
b) 試験所の連絡担当者
c) 認定発効日
d) 認定の有効期限(該当する場合)

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

e) 認定の範囲

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙5（ASNITE-T（OIML））

1. スキームの説明

「OIML-CS 制度」は、国際法定計量機関（OIML）が提供する証明書制度で、計量器に対する技術基準の国際整合化、並びに計量器の輸出入における非関税障壁の撤廃を推進することを目的として進められている制度の一つです。例えば、商取引に使用されるはかりやガソリンスタンドの燃料油メーター、各家庭に供給されるガス、水道、電力量を測定するユーティリティー・メーターなどは、消費者保護や産業の振興という観点から、多くの国や地域で法律に基づく法定計量制度で規制・管理され、その信頼性が確保されています。「OIML-CS 制度」では、各国及び地域の法定計量制度で管理される技術基準を整合化し、貿易を円滑に行うためのルール作りを進めています。例えば、技術的要求事項及び試験方法等については計量器ごとに共通した基準として OIML 国際勧告（R 文書：International Recommendation）を作成し、加盟国がこれらの勧告を自国の型式承認制度に適用することで、その技術的な同等性を確保しています。詳細は、3.（2）の 文書を参照してください。

IAJapan は、ISO/IEC 17025 への適合について、試験事業者の試験プロセス、マネジメントシステム等を審査し、事業者が試験所として適切に運営できることを認定します。

2. 認定範囲

ASNITE 試験方法区分一覧（TERP32）を適用します。

3. 認定要求事項（版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。）

（1）国際規格

ISO/IEC 17025（JIS Q 17025）

（2）適合性評価スキームが要求する事項

OIML-B18 Framework for the OIML Certification System (OIML-CS)及び関連文書
（https://www.oiml.org/en/oiml-cs/documents-and-forms）

（3）適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項（TERP21）
IAJapan 計量のトレーサビリティに関する方針（URP23）
IAJapan 技能試験 及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針（URP33）
IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針 (URP15)

（4）適用する国際（地域）機関文書

Global ACI-TECH-1-008 (M) (Policy for Proficiency Testing and/or Interlaboratory Comparisons Other Than Proficiency Testing)
ILAC P10（ILAC Policy on the Traceability of Measurement Results）
OIML-CS Procedural Document PD-04（Assessment and approval of Test Laboratories）
OIML D 30(Guide for the application of ISO/IEC 17025 to the assessment of Testing Laboratories involved in legal metrology)

（5）その他、適用する規格、規準文書（該当する場合）

該当なし

4. 認定周期

本文、10. の認定周期を適用します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

５. その他（適合性評価スキームが定める事項、注意事項 など）

IAJapan は、3. (2)の文書に従って、認定周期中に少なくとも 1 回、８. に定めるいずれかの種類の審査において、OIML の運営委員会により承認された法定計量専門家リストに登録された者 1 名以上（申請された認定区分の技術専門性を網羅するために十分な数）を7. 審査チームに加えて合同審査チームを編成します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙6（ASNITE-T（非自動はかり））

1. スキームの説明

計量法で規定される特定計量器の非自動はかりの型式承認において、ISO/IEC 17025 に適合した民間の試験事業者が行った試験の結果を、型式承認を行う機関である国立研究開発法人産業技術総合研究所が活用できるよう、IAJapan は、上述の ISO/IEC 17025 への適合について、試験事業者の試験プロセス、マネジメントシステム等を審査し、事業者が試験所として適切に運営できることを認定します。

2. 認定範囲

ASNITE 試験方法区分一覧（TERP32）を適用します。

3. 認定要求事項（版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。）

（1） 国際規格

ISO/IEC 17025（JIS Q 17025）

（2） 適合性評価スキームが要求する事項

・『特定計量器の型式承認申請のための試験結果の証明書添付にあたっての必要事項（非自動はかり）＜ASNITE 試験事業者向け＞（NMIJ-G01-NW）』に基づく評価

（https://unit.aist.go.jp/qualmanmet/legalmetman/）

（3） 適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項（TERP21）

ASNITE 試験事業者－計量法第 71 条第 1 項第一号の技術上の基準で規定する試験方法に係る認定の特定要求事項（TERP42）

IAJapan 計量のトレーサビリティに関する方針（URP23）

IAJapan 技能試験 及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針（URP33）

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針 (URP15)

（4） 適用する国際（地域）機関文書

Global ACI-TECH-1-008 (M) (Policy for Proficiency Testing and/or Interlaboratory Comparisons Other Than Proficiency Testing)

ILAC P10（ILAC Policy on the Traceability of Measurement Results）

（5） その他、適用する規格、規準文書（該当する場合）

該当なし

4. 認定周期

本文、10. の認定周期を適用します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙7 (ASNITE-T(EHEDG))

1. スキームの説明

EHEDG(European Hygienic Engineering and Design Group: 欧州衛生工学・設計グループ)が運営する食品加工装置の衛生構造に関する認証制度である「EHEDG 認証スキーム」で利用可能な試験結果を発行できるようにするため、IAJapan は試験事業者の試験プロセス、マネジメントシステム等を審査し、事業者が試験所として適切に運営できることを認定します。

2. 認定範囲

ASNITE 試験方法区分一覧(TERP32)を適用します。

3. 認定要求事項(版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。)

(1) 国際規格

ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)

(2) 適合性評価スキームが要求する事項

・EHEDG 認証スキームに基づく評価(https://www.ehedg.org/)

(3) 適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)

IAJapan 計量のトレーサビリティに関する方針(URP23)

IAJapan 技能試験 及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針(URP33)

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針 (URP15)

(4) 適用する国際(地域)機関文書

Global ACI-TECH-1-008 (M) (Policy for Proficiency Testing and/or Interlaboratory Comparisons Other Than Proficiency Testing)

ILAC P10(ILAC Policy on the Traceability of Measurement Results)

(5) その他、適用する規格、規準文書(該当する場合)

該当なし

4. 認定周期

本文、10. の認定周期を適用します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙8 (ASNITE-T(IECEx))

1. スキームの説明

IECEx が運営する IECExシステム(IEC 防爆機器規格適合性認証制度)のもとで運用される「機器認証スキーム」は、爆発性雰囲気内で使用される防爆機器に対して、型式試験とその型式の製造工程に適用される品質管理システムの審査により評価し、IECEx 適合証(CoC)を発行する製品認証制度です。スキームの詳細は 3.(2)の文書を参照してください。

IAJapan は試験事業者の試験プロセス、マネジメントシステム等を審査し、事業者が試験所として適切に運営できることを認定します。

2. 認定範囲

ASNITE 試験方法区分一覧(TERP32)を適用します。

3. 認定要求事項(版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。)

(1) 国際規格

ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)

(2) 適合性評価スキームが要求する事項

IECEx システムを適用する試験機関(ExTL)の場合:IECEx02(IECEx Certified Equipment Scheme covering equipment for use in explosive atmospheres – Rules of Procedure)及び関連 OD 文書
(https://www.iecex.com/certified-equipment-scheme/operational-documents-ods/)

(3) 適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)
IAJapan 計量のトレーサビリティに関する方針(URP23)
IAJapan 技能試験 及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針(URP33)
IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針 (URP15)

(4) 適用する国際(地域)機関文書

Global ACI-TECH-1-008 (M) (Policy for Proficiency Testing and/or Interlaboratory Comparisons Other Than Proficiency Testing)
ILAC P10(ILAC Policy on the Traceability of Measurement Results)

(5) その他、適用する規格、規準文書(該当する場合)

該当なし

4. 認定周期

本文、10. の認定周期を適用します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙9（認定スキーム統合につき、削除）

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙10 (ASNITE-T(E))

1. スキームの説明

国際規格等に基づき、環境及び化学製品に係る試験事業者の試験プロセス、マネジメントシステム等を審査し、事業者が試験所を適切に運営できることを認定します。

2. 認定範囲

ASNITE 試験事業者に係る認定区分一覧(TERP32)を適用します。

3. 認定要求事項(版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。)

(1) 国際規格

ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)

(2) 適合性評価スキームが要求する事項

該当なし

(3) 適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)

ASNITE 試験事業者ー放射性物質等の測定に係る認定の特定要求事項(ENRP41)

IAJapan 計量のトレーサビリティに関する方針(URP23)

IAJapan 技能試験 及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針(URP33)

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針 (URP15)

(4) 適用する国際(地域)機関文書

Global ACI-TECH-1-008 (M) (Policy for Proficiency Testing and/or Interlaboratory Comparisons Other Than Proficiency Testing)

ILAC P10(ILAC Policy on the Traceability of Measurement Results)

(5) その他、適用する規格、規準文書(該当する場合)

該当なし

4. 認定周期

本文、10. の認定周期を適用します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙11（ASNITE-T(IT)）

1. スキームの説明

独立行政法人情報処理推進機構が適合性評価（製品認証）スキームオーナーとして運営するIT製品及びシステムの「IT セキュリティ評価及び認証制度（JISEC）」に基づくセキュリティ評価、「暗号モジュール試験及び認証制度（JCMVP）」に基づく暗号モジュール試験、システム LSI 侵入テスト、又は「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」に基づくIoT 製品のセキュリティ要件適合評価を行う試験事業者の試験プロセス、マネジメントシステム等を審査し、事業者が試験所として適切に運営できることを認定します。

2. 認定範囲

ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項（TIRP21）の 1.2.2 を適用します。

3. 認定要求事項（版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。）

（1） 国際規格

ISO/IEC 17025（JIS Q 17025）

（2） 適合性評価スキームが要求する事項

① コモンクライテリア評価

適合性評価スキーム名称：IT セキュリティ評価及び認証制度（JISEC）

適合性評価スキーム文書名称：IT セキュリティ評価及び認証制度の基本規程

（https://www.ipa.go.jp/security/jisec/index.html）

② 暗号モジュール試験

適合性評価スキーム名称：暗号モジュール試験及び認証制度（JCMVP）

適合性評価スキーム文書名称：暗号モジュール試験及び認証制度の基本規程

（https://www.ipa.go.jp/security/jcmvp/index.html）

③ システム LSI 侵入テスト

（IT セキュリティ評価及び認証制度（JISEC）と連携）

④ IoT 製品のセキュリティ要件適合評価

適合性評価スキーム名称: セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）

適合性評価スキーム文書名称: セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度の基本規程

（https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/index.html）

（3） 適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項（TIRP21）

IAJapan 計量のトレーサビリティに関する方針（URP23）

IAJapan 技能試験 及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針（URP33）

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針 (URP15)

（4） 適用する国際（地域）機関文書

Global ACI-TECH-1-008 (M) (Policy for Proficiency Testing and/or Interlaboratory Comparisons Other Than Proficiency Testing)

ILAC P10（ILAC Policy on the Traceability of Measurement Results）

その他、「ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項」において指定する文書

（5） その他、適用する規格、規準文書

該当なし

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

4. 認定周期

本文、10. の認定周期を適用します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙12（ASNITE-R(一般)）

1. スキームの説明

事業者のプロセス、マネジメントシステム等を審査し、標準物質生産者を適切に運営できることを認定します。

2. 認定範囲

ASNITE 標準物質生産者認定の取得と維持のための手引き(RMRP22)別添 1 を適用します。

3. 認定要求事項(版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。)

(1) 国際規格

ISO 17034(JIS Q 17034)

(2) 適合性評価スキームが要求する事項

該当なし

(3) 適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 標準物質生産者認定の一般要求事項(RMRP21)

IAJapan 計量のトレーサビリティに関する方針(URP23)

IAJapan 技能試験 及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針(URP33)

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針 (URP15)

“フレキシブルな認定範囲”を適用する ASNITE 標準物質生産者に対する認定の特定要求事項(RMRP23)

(4) 適用する国際(地域)機関文書

Global ACI-TECH-1-008 (M) (Policy for Proficiency Testing and/or Interlaboratory Comparisons Other Than Proficiency Testing)

ILAC P10(ILAC Policy on the Traceability of Measurement Results)

(5) その他、適用する規格、規準文書(該当する場合)

該当なし

4. 認定周期

本文、10. の認定周期を適用します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙１３（ASNITE-R（NMI））

１．スキームの説明

国家計量標準機関等のプロセス、マネジメントシステム等を審査して認定します。

２．認定範囲

国際度量衡委員会における相互承認取決め（CIPM-MRA）に基づいて国際度量衡局が管理するデータベース（KCDB）に登録された、又は登録を予定する範囲、及び関連する範囲。

３．認定要求事項（版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。）

（１）国際規格

ISO 17034（JIS Q 17034）

（２）適合性評価スキームが要求する事項

該当なし

（３）適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 標準物質生産者認定の一般要求事項（RMRP21）

IAJapan 計量のトレーサビリティに関する方針（URP23）

IAJapan 技能試験 及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針（URP33）

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針（URP15）

“フレキシブルな認定範囲”を適用する ASNITE 標準物質生産者に対する認定の特定要求事項（RMRP23）

（４）適用する国際（地域）機関文書

Global ACI-TECH-1-008 (M)（Policy for Proficiency Testing and/or Interlaboratory Comparisons Other Than Proficiency Testing）

ILAC P10（ILAC Policy on the Traceability of Measurement Results）

（５）その他、適用する規格、規準文書（該当する場合）

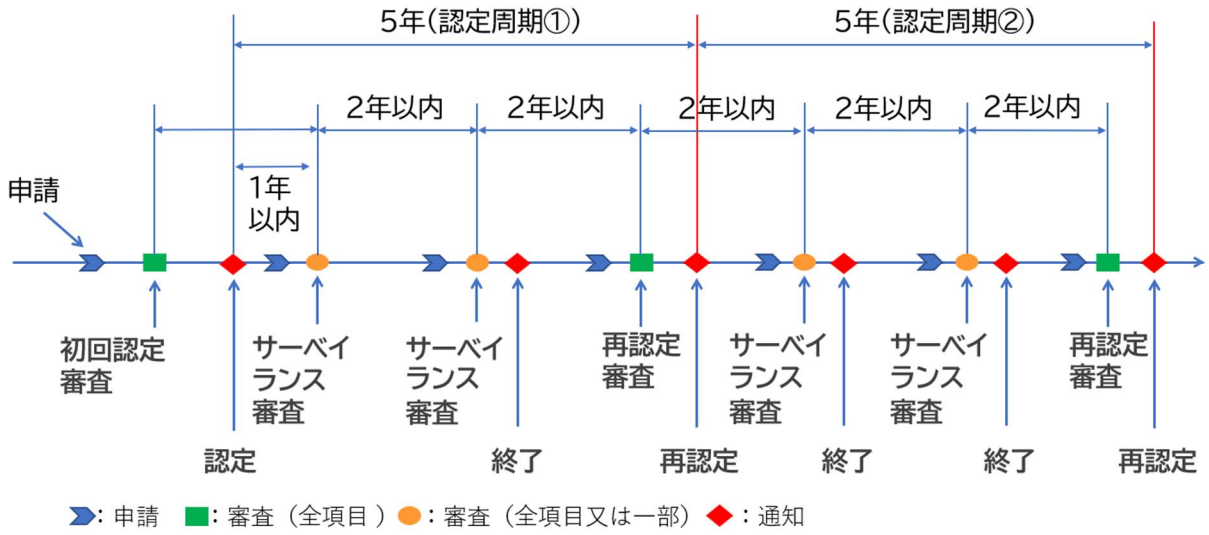
該当なし

４．認定周期

認定周期は 5 年とします。

審査の実施時期などを模式的に表すと以下のとおりですが、国家計量標準機関等の認定範囲は組織により大きく異なるため、あらかじめ IAJapan と国家計量標準機関等とが合意した、2 年を超えない審査周期で審査を実施します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。



5. CIPM-MRA ピアレビューとの審査協力

本文「8. 審査の種類」の各審査が、本別紙の2.（1）の認定対象範囲に係る審査である場合は、CIPM-MRA に対応したピアレビューと合同審査となることがあります。その場合、本文「7. 審査チームの役割」における技術専門家は、申請事業者又は認定事業者の加盟する地域計量機関により力量が確認された者（ピアレビューア）が担当します。

ただし、本別紙の2.（1）の認定対象範囲に係る審査で、かつピアレビューアを技術専門家とする場合であっても、ピアレビューとの合同審査の形態をとらない場合は、IAJapan は技術専門家を除いた審査チームを編成して審査を実施します。この場合、IAJapan 事務局は、別日程で実施されるピアレビューの期間を通じてピアレビューアと必要な情報共有を行うとともに、ピアレビュー終了後にはピアレビューレポートの写しを受領し、認定の決定に係る資料として活用します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙14 (ASNITE-C(一般))

1. スキームの説明

JCSS(計量法に基づく校正事業者登録制度)を補完する観点から、JCSS の対象にならない校正事業者の校正プロセス、マネジメントシステム等を審査し、校正機関を適切に運営できることを認定します。

2. 認定範囲

ASNITE 校正事業者認定の取得と維持のための手引き(CARP22)第 1 章第 2 節を適用します。
なお、検査医学-臨床検査基準測定施設については別表 1 を適用します。

3. 認定要求事項(版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。)

(1) 国際規格

ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)
ISO 15195 (臨床検査基準測定施設として校正を実施する場合に限る。)

(2) 適合性評価スキームが要求する事項

該当なし

(3) 適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 校正事業者認定の一般要求事項(CARP21)
IAJapan 計量のトレーサビリティに関する方針(URP23)
IAJapan 技能試験 及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針(URP33)
IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針 (URP15)

(4) 適用する国際(地域)機関文書

Global ACI-TECH-1-008 (M) (Policy for Proficiency Testing and/or Interlaboratory Comparisons Other Than Proficiency Testing)
Global ACI-TECH-1-009 (M) (Global ACI Policy for Measurement Uncertainty in Calibration)
ILAC P10(ILAC Policy on the Traceability of Measurement Results)

(5) その他、適用する規格、規準文書(該当する場合)

該当なし

4. 認定周期

本文、10. の認定周期を適用します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙１５（ASNITE-C（NMI））

１．スキームの説明

国家計量標準機関等の校正プロセス、マネジメントシステム等を審査し認定します。

２．認定範囲

国家計量標準機関等が行う校正のうち、以下の（１）又は（２）に該当する範囲の校正

（１）国際度量衡委員会における相互承認取決め（CIPM-MRA）に基づいて国際度量衡局が管理するデータベース(KCDB)に登録された、又は登録を予定する範囲及び関連する範囲

（２） KCDB へ登録されておらず、またその予定もないが、計量法第 135 条に基づく特定標準器による校正等に該当する範囲

３．認定要求事項（版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。）

（１）国際規格

ISO/IEC 17025（JIS Q 17025）

（２） 適合性評価スキームが要求する事項

該当なし

（３）適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 校正事業者認定の一般要求事項（CARP21）

IAJapan 計量のトレーサビリティに関する方針(URP23)

IAJapan 技能試験 及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針（URP33）

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針 (URP15)

（４）適用する国際（地域）機関文書

Global ACI-TECH-1-008 (M) (Policy for Proficiency Testing and/or Interlaboratory Comparisons Other Than Proficiency Testing)

Global ACI-TECH-1-009 (M) (Global ACI Policy for Measurement Uncertainty in Calibration)

ILAC P10（ILAC Policy on the Traceability of Measurement Results）

（５）その他、適用する規格、規準文書（該当する場合）

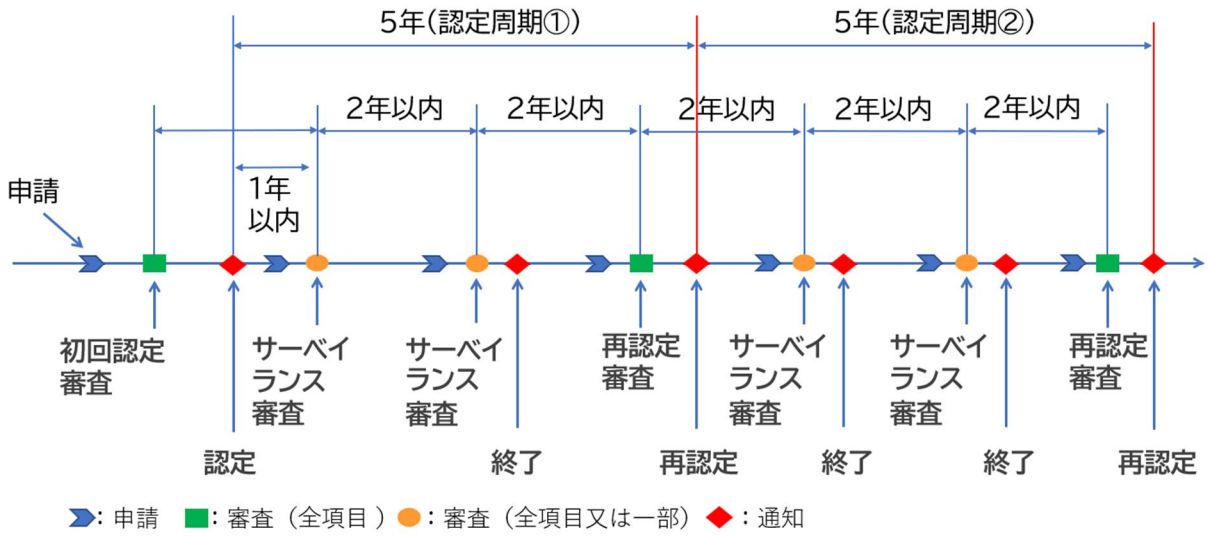
該当なし

４．認定周期

認定周期は 5 年とします。

審査の実施時期などを模式的に表すと以下のとおりですが、国家計量標準機関等の認定範囲は組織により大きく異なるため、あらかじめ IAJapan と国家計量標準機関等とが合意した、2 年を超えない審査周期で審査を実施します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。



5. CIPM-MRA ピアレビューとの審査協力

本文「8. 審査の種類」の各審査が、本別紙の2.（1）の認定対象範囲に係る審査である場合は、CIPM-MRA に対応したピアレビューと合同審査となることがあります。その場合、本文「7. 審査チームの役割」における技術専門家は、申請事業者又は認定事業者の加盟する地域計量機関により力量が確認された者（ピアレビューア）が担当します。

ただし、本別紙の2.（1）の認定対象範囲に係る審査で、かつピアレビューアを技術専門家とする場合であっても、ピアレビューとの合同審査の形態をとらない場合は、IAJapan は技術専門家を除いた審査チームを編成して審査を実施します。この場合、IAJapan 事務局は、別日程で実施されるピアレビューの期間を通じてピアレビューアと必要な情報共有を行うとともに、ピアレビュー終了後にはピアレビューレポートの写しを受領し、認定の決定に係る資料として活用します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙16（ASNITE-Product（液石））

1. スキームの説明

日本エルピーガス機器検査協会が運営する「適合性検査制度（LIA-135）」は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 47 条に定める適合性検査を申請する製造事業者等が、特定液化石油ガス器具等の型式に係る形状、材質、構造及び性能等に関して液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令が定める技術上の基準に適合しているかどうか、製品検査及び検査設備等検査に基づいて評価し、認証書（第 1 検査合格通知書又は製品検査合格通知書）を発行する製品認証制度です。スキームの詳細は 3.(2)の文書を参照してください。

IAJapan は、事業者の認証プロセス、マネジメントシステム等を審査し、事業者が製品認証機関として適切に運営できることを認定します。

2. 認定範囲

液化石油ガス器具等安全分野認定区分一覧（PCRP32S03）を適用します。

3. 認定要求事項（版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。）

（1）国際規格

ISO/IEC 17065（JIS Q 17065）

（2）適合性評価スキームが要求する事項

適合性検査制度（LIA-135）（http://www.lia.or.jp/）

（3）適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項（PCRP21）

液化石油ガス器具等安全分野の技術的適用文書（PCRP31S03）

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針（URP15）

（4）適用する国際（地域）機関文書

Global ACI-MRA-006（Use of the MRA Mark by Accreditation Bodies and Conformity Assessment Bodies, and Claims of Accreditation Status by Conformity Assessment Bodies）

IAF ML2（General Principles on the Use of the IAF MLA Mark）

Global ACI-TECH-3-003（M）~~IAF MD4~~（~~IAF~~ Mandatory Document for the Use of Information and Communication Technology (ICT) for Conformity Assessment ~~Auditing/Assessment~~ Purposes）

Global ACI-TECH-3-009（M）~~IAF MD12~~（Accreditation Assessment of Conformity Assessment Bodies with Activities in Multiple Countries）

（5）その他、適用する規格、規準文書（該当する場合）

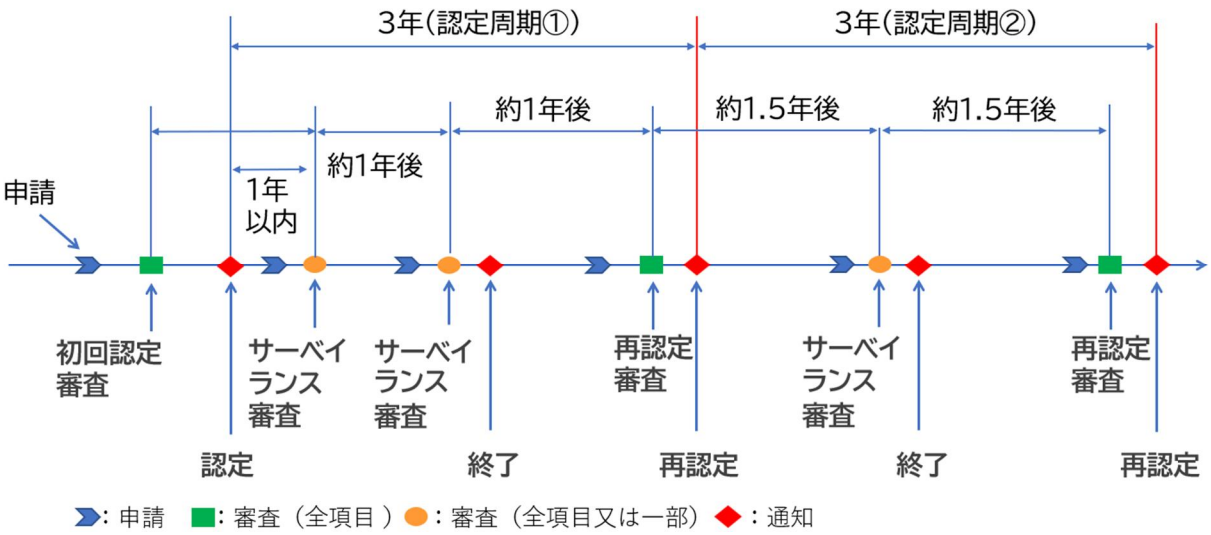
該当なし

4. 認定周期

適合性評価スキームの定めに基づき、認定周期は 3 年とします。

審査の実施時期などは以下のとおりです。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。



このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙17（認定区分廃止につき、削除）

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙18（ASNITE-Product（鉄道システム））

1. スキームの説明

独立行政法人自動車技術総合機構　交通安全環境研究所　鉄道認証室（NRCC）が運営する「鉄道製品認証システム」は、鉄道に供する製品が、そのライフサイクルを通じて求められる、Reliability（信頼性）, Availability（アベイラビリティ）, Maintainability（保全性）及び, Safety（安全性）の性能を満たすようにその開発、設計、製造、設置、及び運用が行われたこと、または行われる可能性を、認証対象規格に準拠し、認証機関として第三者機関の立場から評価・検証するための製品認証システムです。鉄道製品認証システムは「RAMS 設計図書認証」、「RAMS 製品認証」、「EMC 認証」の 3 つの認証スキームから構成されています。各認証スキームの詳細は 3.(2)の文書を参照してください。

IAJapan は、事業者の認証プロセス、マネジメントシステム等を審査し、事業者が製品認証機関として適切に運営できることを認定します。

2. 認定範囲

鉄道分野認定区分一覧（PCRP32S07）を適用します。

3. 認定要求事項（版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。）

（1）国際規格

ISO/IEC 17065（JIS Q 17065）

（2）適合性評価スキーム（システム）が要求する事項

鉄道製品認証システム　（https://www.ntsel.go.jp/certification.html）

（3）適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項（PCRP21）

~~鉄道分野に関する適用文書（PCRP31S07）~~

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針（URP15）

（4）適用する国際（地域）機関文書

Global ACI-MRA-006（Use of the MRA Mark by Accreditation Bodies and Conformity Assessment Bodies, and Claims of Accreditation Status by Conformity Assessment Bodies）

IAF ML2（General Principles on the Use of the IAF MLA Mark）

Global ACI-TECH-3-003（M）~~IAF MD4~~（~~IAF~~ Mandatory Document for the Use of Information and Communication Technology (ICT) for Conformity Assessment ~~Auditing/Assessment~~ Purposes）

Global ACI-TECH-3-009（M）~~IAF MD12~~（Accreditation Assessment of Conformity Assessment Bodies with Activities in Multiple Countries）

（5）その他、適用する規格、規準文書（該当する場合）

該当なし

4. 認定周期

本文、10. の認定周期を適用します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙19（ASNITE-Product（OIML-CS））

1. スキームの説明

「OIML-CS 制度」は、国際法定計量機関（OIML）が提供する証明書制度で、計量器に対する技術基準の国際整合化、並びに計量器の輸出入における非関税障壁の撤廃を推進することを目的として進められている制度の一つです。例えば、商取引に使用されるはかりやガソリンスタンドの燃料油メーター、各家庭に供給されるガス、水道、電力量を測定するユーティリティー・メーターなどは、消費者保護や産業の振興という観点から、多くの国や地域で法律に基づく法定計量制度で規制・管理され、その信頼性が確保されています。「OIML-CS 制度」では、各国及び地域の法定計量制度で管理される技術基準を整合化し、貿易を円滑に行うためのルール作りを進めています。例えば、技術的要求事項及び試験方法等については計量器ごとに共通した基準として OIML 国際勧告（R 文書：International Recommendation）を作成し、加盟国がこれらの勧告を自国の型式承認制度に適用することで、その技術的な同等性を確保しています。詳細は、3.（2）の 文書を参照してください。

IAJapan は、事業者の認証プロセス、マネジメントシステム等を審査し、事業者が製品認証機関として適切に運営できることを認定します。

2. 認定範囲

OIML 分野認定区分一覧（PCRP32S05）を適用します。

3. 認定要求事項（版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。）

（1）国際規格

ISO/IEC 17065（JIS Q 17065）

（2）適合性評価スキームが要求する事項

OIML-B18 Framework for the OIML Certification System (OIML-CS)及び関連文書
（https://www.oiml.org/en/oiml-cs/documents-and-forms）

（3）適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項（PCRP21）

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針（URP15）

（4）適用する国際（地域）機関文書

Global ACI-MRA-006（Use of the MRA Mark by Accreditation Bodies and Conformity Assessment Bodies, and Claims of Accreditation Status by Conformity Assessment Bodies）

IAF ML2（General Principles on the Use of the IAF MLA Mark）

Global ACI-TECH-3-003（M）~~IAF MD4~~（~~IAF~~ Mandatory Document for the Use of Information and Communication Technology (ICT) for Conformity Assessment ~~Auditing/Assessment~~ Purposes）

Global ACI-TECH-3-009（M）~~IAF MD12~~（Accreditation Assessment of Conformity Assessment Bodies with Activities in Multiple Countries）

（5）その他、適用する規格、規準文書（該当する場合）

該当なし

4. 認定周期

本文、10. の認定周期を適用します。

5. その他（適合性評価スキームが定める事項、注意事項　など）

（1）IAJapan は、3.（2）の文書に従って、認定周期中に少なくとも 1 回、本文8. に定めるいずれかの種類の審査において、OIML の運営委員会により承認された法定計量専門家リストに登録された者 1 名以上（申請された認定区分の技術専門性を網羅するために十分な数）を本文7. 審査チ

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

ームに加えて合同審査チームを編成します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙20（ASNITE-Product（Textile Exchange））

1. スキームの説明

「Textile Exchange 認証制度」は、Textile Exchange が提供する証明書制度です。

Textile Exchange は繊維に関する製品や原材料の内容がサステナブルであるという主張の妥当性を第三者によって確認できるようにするための規格（Content Claim Standard（CCS）等）を開発するとともに、これらの規格に基づく認証制度の運用も行っています。

この制度では、繊維製品の原料から最終製品に至るまでの各種工程で、製造業者、ブランド及び小売業者、取引業者が生産・加工・流通過程の管理を適切に行っているのかを、Textile Exchange の承認する認定機関から認定を受けた認証機関が CCS 等の規格に基づいて、各工程の取引業者単位で評価し、認証し、認証書（Scope Certificate）を発行します。取引業者は、この認証書の範囲での製品を取引する際に、認証機関による文書や在庫の確認を経て取引証明書（Transaction Certificate）の発行を受けることができます。取引相手はこの取引証明書によって、自身が受領した製品が認証された生産・加工・流通過程によって管理されていることを確認することができます。各サプライチェーンがこの取引証明書を取引時に用いることで、繊維製品の原料から最終製品に至るまでの信頼性が担保されることになります。

詳細は、3.（2）の文書を参照してください。

IAJapan は、事業者の認証プロセス、マネジメントシステム等を審査し、事業者が製品認証機関として適切に運営できることを認定します。

2. 認定範囲

Textile Exchange 分野認定区分一覧（PCRP32S08）を適用します。

3. 認定要求事項（版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。）

（1）国際規格

ISO/IEC 17065（JIS Q 17065）

（2）適合性評価スキームが要求する事項

~~Accreditation and Certification Procedures for Textile Exchange Standards~~ General Criteria for Certification Bodies 及び 関連文書（https://textileexchange.org/standards/）

（3）適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項（PCRP21）

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針（URP15）

（4）適用する国際（地域）機関文書

Global ACI-MRA-006（Use of the MRA Mark by Accreditation Bodies and Conformity Assessment Bodies, and Claims of Accreditation Status by Conformity Assessment Bodies）

IAF ML2（General Principles on the Use of the IAF MLA Mark）

Global ACI-TECH-3-003（M）~~IAF MD4~~（~~IAF~~ Mandatory Document for the Use of Information and Communication Technology（ICT）for Conformity Assessment ~~Auditing/Assessment~~ Purposes）

Global ACI-TECH-3-009（M）~~IAF MD12~~（Accreditation Assessment of Conformity Assessment Bodies with Activities in Multiple Countries）

（5）その他、適用する規格、規準文書（該当する場合）

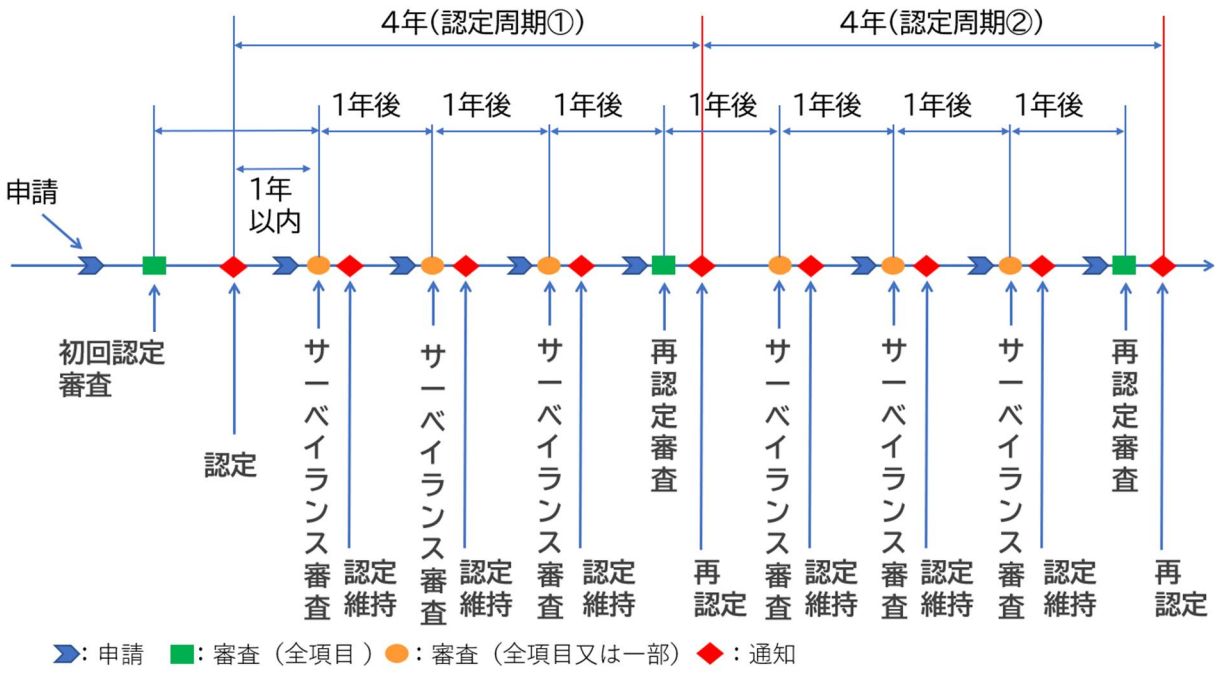
該当なし

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

4. 認定周期

認定周期は 4 年とします。

審査の実施時期などは以下のとおりです。



5. その他(適合性評価スキームが定める事項、注意事項　など)

（1）事業者は、本文5. で定める認定申請前に、Textile Exchange に対して認証機関の申請手続きが必要になります。詳細は 3.（2)の文書を参照してください。

（2）事業者は、本文5. 及び本文11. で定める「認定に関する約款」に合意することとは別に、Textile Exchange との間での契約を Textile Exchange が定める規則に従って締結しなければなりません。

（3）事業者は、認定要求事項とは別に、Textile Exchange が規定する文書に基づき製品認証機関としての義務を果たす必要があります。詳細は Textile Exchange の文書を参照してください。

（4）IAJapan は、3.（2)の文書に従って、Textile Exchange による評価等を受け入れ、必要な対応を行います。

~~（5）IAJapan は 3.（2)の文書が定める年次報告を毎年 Textile Exchange に提出します。~~

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙21（ASNITE-Product(IECEx)）

1. スキームの説明

IECEx が運営する IECExシステム（IEC 防爆機器規格適合性認証制度）のもとで運用される「機器認証スキーム」は、爆発性雰囲気内で使用される防爆機器に対して、型式試験とその型式の製造工程に適用される品質管理システムの審査により評価し、IECEx 適合証（CoC）を発行する製品認証制度です。詳細は 3.(2)の文書を参照してください。

IAJapan は、事業者の認証プロセス、マネジメントシステム等を審査し、事業者が製品認証機関として適切に運営できることを認定します。

2. 認定範囲

IECEx 機器認証スキーム分野認定区分一覧（PCRP32S09）を適用します。

3. 認定要求事項（版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。）

（1）国際規格

ISO/IEC 17065（JIS Q 17065）

（2）製品認証スキームが要求する事項

IECEx02（IECEx Certified Equipment Scheme covering equipment for use in explosive atmospheres – Rules of Procedure）及び関連 OD 文書

（https://www.iecex.com/publications/operational-od/）

（3）適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項（PCRP21）

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針（URP15）

（4）適用する国際（地域）機関文書

Global ACI-MRA-006（Use of the MRA Mark by Accreditation Bodies and Conformity Assessment Bodies, and Claims of Accreditation Status by Conformity Assessment Bodies）

IAF ML2（General Principles on the Use of the IAF MLA Mark）

Global ACI-TECH-3-003（M）~~IAF MD4~~（~~IAF~~ Mandatory Document for the Use of Information and Communication Technology (ICT) for Conformity Assessment ~~Auditing/Assessment~~ Purposes）

Global ACI-TECH-3-009（M）~~IAF MD12~~（Accreditation Assessment of Conformity Assessment Bodies with Activities in Multiple Countries）

（5）その他、適用する規格、規準文書（該当する場合）

該当なし

4. 認定周期

本文、10. の認定周期を適用します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙22（ASNITE-Product(エコマーク)）

1. スキームの説明

エコマーク制度は、公益財団法人日本環境協会が 1989 年より運営している制度です。ISO 14020 及び ISO 14024 に基づくタイプⅠ環境ラベルとして、文具、日用品、電子機器、繊維、土木・建築などの分野ごとに認定基準が策定されています。この認定基準は、「資源採取」「製造」「流通」「使用消費」「リサイクル」「廃棄」の商品のライフステージの各段階における環境評価項目が検討され、事業者、学識者、消費者が参加する委員会での検討やパブリックコメントの実施により、公平性を確保して策定されています。そして、こうして制定された基準をもとに、商品の供給者や消費者から独立した中立機関の専門家や有識者等が審査し、環境負荷の少ない商品に対する認証を行っています。詳細は、3.(2)の文書を参照してください。

IAJapan は、事業者の認証プロセス、マネジメントシステム等を審査し、事業者が製品認証機関として適切に運営できることを認定します。

2. 認定範囲

エコマーク分野認定区分一覧（PCRP32S10）を適用します。

3. 認定要求事項（版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。）

（1）国際規格

ISO/IEC 17065（JIS Q 17065）

（2）適合性評価スキームが要求する事項

エコマーク事業実施要領及び関連文書（https://www.ecomark.jp/office/guideline/）

（3）適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項（PCRP21）

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針（URP15）

（4）適用する国際（地域）機関文書

Global ACI-MRA-006（Use of the MRA Mark by Accreditation Bodies and Conformity Assessment Bodies, and Claims of Accreditation Status by Conformity Assessment Bodies）

IAF ML2（General Principles on the Use of the IAF MLA Mark）

Global ACI-TECH-3-003（M）~~IAF MD4~~（~~IAF~~ Mandatory Document for the Use of Information and Communication Technology (ICT) for Conformity Assessment ~~Auditing/Assessment~~ Purposes）

Global ACI-TECH-3-009（M）~~IAF MD12~~（Accreditation Assessment of Conformity Assessment Bodies with Activities in Multiple Countries）

（5）その他、適用する規格、規準文書（該当する場合）

該当なし

4. 認定周期

本文、10. の認定周期を適用します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙23（ASNITE-Product(PKS)）

1. スキームの説明

一般社団法人農産資源認証協議会(ARC)が運営する「PKS 認証制度」は、バイオマス発電の燃料として使用される Palm Kernel Shell（PKS）の供給連鎖における順法性、持続可能性およびトレーサビリティ等を審査により評価し、認証書を発行する認証制度です。詳細は 3.(2)の文書を参照してください。

IAJapan は、事業者の認証プロセス、マネジメントシステム等を審査し、事業者が製品認証機関として適切に運営できることを認定します。

2. 認定範囲

PKS 認証制度分野認定区分一覧（PCRP32S11）を適用します。

3. 認定要求事項（版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。）

（1）国際規格

ISO/IEC 17065（JIS Q 17065）

（2）製品認証スキームが要求する事項

PKS 認証制度：基本文書（P01）及び関連文書（https://arcc2021.jp/#standard）

（3）適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項（PCRP21）

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針（URP15）

（4）適用する国際（地域）機関文書

Global ACI-MRA-006（Use of the MRA Mark by Accreditation Bodies and Conformity Assessment Bodies, and Claims of Accreditation Status by Conformity Assessment Bodies）

IAF ML2（General Principles on the Use of the IAF MLA Mark）

Global ACI-TECH-3-003（M）~~IAF MD4~~（~~IAF~~ Mandatory Document for the Use of Information and Communication Technology (ICT) for Conformity Assessment ~~Auditing/Assessment~~ Purposes）

Global ACI-TECH-3-009（M）~~IAF MD12~~（Accreditation Assessment of Conformity Assessment Bodies with Activities in Multiple Countries）

（5）その他、適用する規格、規準文書（該当する場合）

該当なし

4. 認定周期

本文、10. の認定周期を適用します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙24（認定スキーム統合につき、廃止）

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙25（ASNITE-Product(クリーンガス)）

1. スキームの説明

クリーンガスは、燃焼しても大気中の CO2 が増えないとみなせる価値（環境価値）を有するバイオガス、e-methane 中のメタン成分のことであり、一般社団法人日本ガス協会(JGA)が代表して管理運営する「クリーンガス証書制度」は、e-methane を製造するガス事業者や清掃工場、下水処理施設でバイオガスを製造する自治体、自治体からバイオガスを都市ガス原料として受け入れるガス事業者等を対象として、クリーンガス製造設備を設備認定*1し、その設備から製造されるクリーンガス相当量を認証（クリーンガス相当量認証証明書を発行）し、クリーンガス証書*2を用いて環境価値を移転する仕組みを構築しています。詳細は 3.(2)の文書を参照してください。

IAJapan は、本制度に基づいて相当量認証を行う事業者の認証プロセス、マネジメントシステム等を審査し、事業者が認証機関として適切に運営できることを認定します。

*1 設備認定：認証機関が行う、クリーンガス製造設備が基準に適合しているかを確認する認証活動のこと

*2 クリーンガス証書：クリーンガス相当量認証証明書上のクリーンガス相当量の範囲内で発行され、他者に環境価値を移転できる証書（認定範囲は、設備認定から相当量認証までの認証プロセスに限定されており、クリーンガス証書の発行、移転のプロセスは含まれません。）

2. 認定範囲

クリーンガス証書制度分野認定区分一覧（PCRP32S12）を適用します。

3. 認定要求事項（版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。）

（1）国際規格

ISO/IEC 17065（JIS Q 17065）

（2）製品認証スキームが要求する事項

クリーンガス証書制度　認証スキーム文書及び関連文書

（3）適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項（PCRP21）

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針（URP15）

（4）適用する国際（地域）機関文書

Global ACI-MRA-006（Use of the MRA Mark by Accreditation Bodies and Conformity Assessment Bodies, and Claims of Accreditation Status by Conformity Assessment Bodies）

IAF ML2（General Principles on the Use of the IAF MLA Mark）

Global ACI-TECH-3-003（M）~~IAF MD4~~（~~IAF~~ Mandatory Document for the Use of Information and Communication Technology (ICT) for Conformity Assessment ~~Auditing/Assessment~~ Purposes）

Global ACI-TECH-3-009（M）~~IAF MD12~~（Accreditation Assessment of Conformity Assessment Bodies with Activities in Multiple Countries）

（5）その他、適用する規格、規準文書（該当する場合）

該当なし

4. 認定周期

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

本文、10. の認定周期を適用します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

別紙26（ASNITE-Product(リサイクルプラスチック)）

1. スキームの説明

一般財団法人化学研究評価機構が運営する「リサイクルプラスチック材料認証制度」は、回収プラスチック材料を原料とする食品用の器具・容器包装用途のリサイクルプラスチック材料に対して、製品試験と除染工程を含む製造プロセス及びその品質管理体制の審査により評価し、認証書を発行する製品認証制度です。詳細は 3.(2)の文書を参照してください。

IAJapan は、本制度に基づいて事業者の認証プロセス、マネジメントシステム等を審査し、事業者が製品認証機関として適切に運営できることを認定します。

2. 認定範囲

リサイクルプラスチック材料認証制度分野認定区分一覧（PCRP32S13）を適用します。

3. 認定要求事項（版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。）

（1）国際規格

ISO/IEC 17065（JIS Q 17065）

（2）製品認証スキームが要求する事項

リサイクルプラスチック材料認証制度スキーム規程及び関連文書

（3）適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項（PCRP21）

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針（URP15）

（4）適用する国際（地域）機関文書

Global ACI-MRA-006（Use of the MRA Mark by Accreditation Bodies and Conformity Assessment Bodies, and Claims of Accreditation Status by Conformity Assessment Bodies）

Global ACI-TECH-3-003(M)（Mandatory Document for the Use of Information and Communication Technology (ICT) for Conformity Assessment Purposes）

Global ACI-TECH-3-009(M)（Accreditation Assessment of Conformity Assessment Bodies With Activities in Multiple Countries）

（5）その他、適用する規格、規準文書（該当する場合）

該当なし

4. 認定周期

本文、10. の認定周期を適用します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

認定スキーム文書 第121~~1~~版
改正のポイント

1．主な改正内容

◆　IAFのGlobal ACIへの移行に伴う文書制定への対応（Global ACI-MRA-006, IAF MD4　→　Global ACI-TECH-3-003, IAF MD12　→　Global ACI-TECH-3-009）

◆　別紙20 ASNITE-Product（Textile Exchange）スキームの文書改訂への対応（Accreditation and Certification Procedures for Textile Exchange Standards　→　General Criteria for Certification Bodies、5．その他 (5)の削除）

◆　ASNITE-Product（リサイクルプラスチック）スキームの追加~~ILACのGlobal-ACIへの移行に伴う文書改訂への対応（ILAC P9　→　Global ACI-TECH-1-008, ILAC P14　→　Global ACI-TECH-1-009 ）~~

~~◆「3．用語及び定義」の更新~~

内容の変更を伴う改正か所には、下線を付しています。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。